

# インドネシアにおけるモデル契約書（技術検証契約書（AI編））を活用するに際しての留意点



Yenny Halim  
（パートナー  
弁護士）

Acemark Intellectual Property

Yenny Halim は、Tarumanagara 大学で経済学学士、Krisnadwipayana 大学で法学学士、Indonesia 大学で法学修士を取得し 1999 年に Acemark に入所、知的財産分野で活躍している。知財コンサルタントとして登録され、訴訟弁護士の資格も取得している。2014 年に WIPO 世界知的財産の日、2017 年発明推進協会セミナー、2018 年特許と商標に関する Acemark セミナー、2019 年意匠保護に関する FAMI 会議、など数多くの講演も行っており、インドネシアの企業や個人への知財に関するトレーニングも行っている。2019 年、法務人権省から意匠に関する知財コンサルタントにおける最多出願人として表彰を受けたほか、IP STARS、World Trademark Review、Chambers and Partners、ASIAN LEGAL BUSINESS 等より表彰を受けており、また、Who's Who 知財部門にも掲載されている。

## 【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

本稿では、参考記事の英訳を参照した上で、日本法に基づき設立された日本の企業とインドネシア共和国法に基づき設立されたインドネシアの企業という異なる国の事業体が、インドネシアにおいてモデル契約「技術検証契約（AI編）」を活用する際の留意点について説明する。

## 【詳細】

### 1. 前文

モデル契約書前文には両当事者が技術検証契約を締結することが書かれている。当事者の名前に加えて、会社が登録されている国、当事者の住所を契約に記載する必要がある。

記載例：

*This agreement is made between Company X, a company established and registered under the law of [Japan/Republic Indonesia] whose registered office is at [address] (hereinafter "Party A") and Company Y, a company established and registered under the law of [Japan/Republic Indonesia] whose registered office is at [address] (hereinafter "Party B") to undertake a proof of concept (PoC) study to determine the possibility of introducing AI technology owned by Party A into Party B's nursing care business to perform the task of watching over its service users.*

(参考訳) 本契約は、[日本/インドネシア]の法律に基づいて設立・登録され、[住所]に登録された会社である X 社（以下、「当事者 A」）と、[日本/インドネシア]の法律に基づいて設立・登録され、[住所]に登録された会社である Y 社（以下、「当事者 B」）との間で、当事者 B の介護事業に、当事者 A の保有する AI 技術を導入して、サービス利用者の見守り業務を行う可能性について実証研究を実施するために締結される。

## 2. 第 2 条（定義）

モデル契約書では、第 2 条第 6 項で個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定める個人情報（同法 2 条 1 項）および個人データ（同法 2 条 6 項）をいう」と定義している。

インドネシアでは、個人情報は 2022 年法律第 27 号個人情報保護法第 4 条で規定されている。

## 3. 第 4 条（委託料および費用）、第 4 条（変更オプション：共同研究開発契約を締結した場合に委託料を一部免除）

モデル契約書第 4 条、第 4 条（変更オプション）は、技術検証の委託料を規定している。

インドネシア民法第 1338 条には、適法に締結されたすべての契約は、これを締結した者を法的に拘束する旨が規定されている。したがって、第 4 条および変更オプションの規定は、いずれも、両当事者の合意により、インドネシアにおいても適用可能である。

#### 4. 第 9 条（秘密情報）

モデル契約書第 9 条は、秘密情報について規定しており、第 2 項では秘密情報に該当しない情報を規定している。

このような情報は、疎明資料として書面で作成することが望ましい。

記載例：

*Notwithstanding the preceding paragraph, the following information shall not be considered confidential if the Receiving party can establish in writing that such information is:*

（参考訳）前項にかかわらず、次の情報は、受領当事者がその情報を書面で立証できる場合、秘密とはみなされないものとする。

第 5 項では、秘密情報を開示できる場合について定義しているが、開示当事者は、理由の如何を問わず、受領当事者が秘密情報を開示する前に、開示当事者の費用負担でそれを防止するために必要な手段を講じることができるよう、事前に通知しなければならない。

記載例：

*Notwithstanding paragraphs (1), (3) and (4) of this article, the Receiving Party may disclose Confidential Information in each of the following cases, provided that, the Receiving Party provides advance notice (to the extent practicable) and reasonable assistance, at the Disclosing Party's cost, to enable the Disclosing Party to seek a protective order or otherwise prevent or limit such disclosure:*

(参考訳) 本条(1)、(3)および(4)にかかわらず、受領当事者は、以下の各場合に秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、開示当事者が保護命令を求め、または当該開示を阻止もしくは制限できるよう、開示当事者の費用で事前通知(実行可能な範囲で) および妥当な支援を提供するものとする。

## 5. 第 10 条 (個人情報等の提供)

モデル契約書第 10 条は、個人情報の提供について規定している。

インドネシアでは、個人情報について 2022 年法律第 27 号個人情報保護法に基づき規制されている。同法第 20 条第 2 項 a 号によると、個人情報の収集者である当事者 B は、個人情報の所有者にあらかじめ通知された一つまたは複数の特定の目的のために、個人情報の所有者から明示的に有効な同意を得なければならない。同法第 48 条第 4 項には、「第 3 項の個人情報の保管、移転、削除または廃棄は、個人情報の所有者に通知される」と規定されている。

当事者 B がインドネシア共和国の法律に基づいて設立された企業であると仮定すると、同法第 56 条第 2 項によれば、当事者 B は、第 1 項の個人情報を移転する場合、個人情報の移転を受ける当事者 A の所在する国がこの法律で規定されているのと同様以上の個人情報保護レベルを有することを確認しなければならない。

第 10 条第 2 項、第 3 項の記載例：

*(2) Party B shall guarantee to carry out a procedure required by the Act when providing Party A with personal information for use in verification and Party B guarantee that it obtains explicit valid consent from the owner of the personal information for one or several specific purposes that have been previously informed to the owner of the personal information.*

*(3) When providing Party A with personal information for use in verification, Party B shall notify the owner of the personal information in advance regarding transfer of Personal Information and shall clearly state to that effect in advance and make sure that the country of*

*domicile of Party A who receives the transfer of Personal Information has a high level of Personal Data Protection.*

(参考訳)

(2) 当事者 B は、当事者 A に検証用の個人情報を提供する場合には、法に定められた手続を行い、あらかじめ個人情報の主体者に通知した一つまたは複数の特定の目的のために、個人情報の主体者から明示的に有効な同意を得ることを保証するものとする。

(3) 当事者 B は、当事者 A に検証用の個人情報を提供する場合、個人情報の移転についてあらかじめ個人情報の主体者に通知し、その旨を明示するとともに、個人情報の移転を受ける当事者 A の所在する国が高い個人情報保護水準を有することを確認するものとする。

## 6. 第 16 条（準拠法および管轄裁判所）

モデル契約書第 16 条は、準拠法を日本国法と定め、また、管轄裁判所を定める条項となっている。

日本の判決をインドネシアでそのまま執行することは、互惠主義に基づく法律や二国間・多国間協定で規定されていない限り、不可能である。日本の裁判所の判決を執行するためには、判決文を証拠として、インドネシア地方裁判所に新たに訴訟を提起する必要がある。つまり、インドネシアの裁判所は、日本の裁判所の判決を法的事実として考慮するだけで、本案については判断せず、日本の裁判所の判決を証拠として採用するためには、形式的要件を満たす必要がある。しかし、両当事者は、本契約の準拠法として日本を選択することができる。そのような場合、当事者は、裁判所が審理するために、日本法について意見を述べる専門家証人を雇用する必要がある。

国際私法契約交渉において、裁判管轄は準拠法とセットになっている。さらに、選択した裁判管轄の独占権に従うことが重要であり、そうでなければ、両当事者は、便宜主義を考慮して、異なる裁判管轄を選択する可能性が生じる。

しかし、当事者が外国法を準拠法および裁判管轄として合意したにもかかわらず、国際契約に起因する紛争に関するインドネシアの裁判所の判断が異なる場合があ

る。インドネシアの裁判所は、外国法を準拠法とする契約から生じる紛争について、訴訟能力がないことを理由に訴訟を却下したケースもある<sup>1</sup>。場合によっては、インドネシアの裁判所は、紛争との最も現実的かつ実質的な関連性を考慮することにより、法の選択や管轄権を無視することがある<sup>2</sup>。ここでいう関連性とは、利便性や費用、証人や書類の入手可能性、当事者が居住する場所、当事者が事業を行っている場所、および準拠法などである。

準拠法および裁判管轄の決定は、多くの要因に影響される。すなわち、契約において選択される法律に関して当事者がどれだけ精通しているか、当事者の資産の所在地、各当事者の交渉上の地位などの影響を受け、さらに、慣習も契約の準拠法の選択に影響を及ぼす。

準拠法に関する記載例 1 :

*Any dispute arising out of or in connection with this Agreement shall be construed in accordance with the law of … (Choice of Law).*

(参考訳) 本契約に起因または関連して生じた紛争は、●の法律（（準拠）法の選択）に従って解釈されるものとする。

準拠法に関する記載例 2 :

*This Agreement shall abide and therefore must be construed and interpreted in accordance with the Laws and Regulations of … (Choice of Law).*

(参考訳) 本契約は、●の法律（（準拠）法の選択）に準拠して解釈されなければならない。

<sup>1</sup> See: Supreme Court Jurisprudence No. 1935K/Pdt/2012 dated 14 Januar2 2013 (<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/direktori/putusan/2fec284ea0166f862f863c19de39e125.html>)

<sup>2</sup> See: Supreme Court decision No. 3440 K/Pdt/2020 dated 21 December 2020, *AHC Management Pte. Ltd and PT. APVC Indonesia vs. Go Liok Tjioe et.al.* (<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/direktori/putusan/zaec3bb4b51f3e1e924e313531333036.html>)

## 準拠法に関する記載例 3 :

*This agreement and all the terms and provision and conditions of the agreement and all questions of construction, validity and performance hereunder shall be governed by…law.*

(参考訳) 本契約および本契約のすべての条項および条件、ならびに本契約の解釈、有効性および履行に関するすべての問題は、●の法律（（準拠）法の選択）に準拠するものとする。

契約上の権利と義務という限られた問題だけでなく、両当事者の関係のあらゆる側面をカバーすることが望まれる場合、より広範な法律選択条項が使用され、例えば、次のとおりである。

## 準拠法に関する記載例 4 :

*Any dispute arising out of or related to this Agreement, or the Parties' relationship created hereby, shall be governed by the laws of ….  
(Choice of Law).*

(参考訳) 本契約、または本契約によって生じる両当事者の関係に起因または関連するすべての紛争は、●の法律（（準拠）法の選択）に準拠するものとする。

## 裁判管轄に関する記載例 1 :

*Each Party irrevocably and unconditionally submits to the exclusive jurisdiction of the Court of [Japan/Indonesia] for any disputes arising out of or in connection with this Agreement.*

(参考訳) 各当事者は、本契約に起因し、または関連するいかなる紛争についても、[日本/インドネシア]の裁判所の専属管轄権に取消不能かつ無条件に服する。

## 裁判管轄に関する記載例 2 :

*Both parties hereby shall submit to the exclusive jurisdiction of the Court of [Japan/Indonesia] to hear the case.*

(参考訳) 両当事者は、本件を審理するために[日本/インドネシア]の裁判所の専属的管轄権に服する。

また、ある国の領土における司法の決定は、他の国の領土では実施できないという国際司法の原則に従い、日本の裁判所の判決をインドネシアでそのまま執行することはできない。したがって、紛争との最も現実的かつ実質的な関連性に応じて、両当事者は、裁判管轄の非専属性について合意する必要がある。例えば、以下のような例である。

## 裁判管轄の非専属性に関する記載例 1 :

*Both parties hereby submit to the non-exclusive jurisdiction of [Japan/Indonesia] court.*

(参考訳) 両当事者は、ここに、[日本/インドネシア]裁判所の非専属管轄権に服する。

## 裁判管轄の非専属性に関する記載例 2 :

*Both Parties hereby agree to settle dispute arising out of or in connection with this agreement by submitting to the exclusive jurisdiction of the Court of the Defendant's legal domicile.*

(参考訳) 両当事者はここに、被告の本籍地の裁判所の専属管轄権に服することにより、本契約から生じる、または本契約に関連する紛争を解決することに同意する。



## 7. 第 17 条（協議解決）

モデル契約書第 17 条は、契約書に定めのない事項等についての協議について定義している。

両当事者間に生じた紛争を解決するための予備的手段として、協議や交渉を含めるのが一般的であり、以下に例示する。

記載例 1：

*In the event of a dispute arising out of or in connection with this Agreement, the Parties should initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation.*

（参考訳）本契約に起因しまたは関連する紛争が生じた場合、両当事者は、まず、協議および交渉を通じて当該紛争の解決を図るべきである。

記載例 2：

*The Parties shall endeavor to the best of their ability to settle any dispute between them in connection with this preliminary agreement amicably by means of negotiation.*

（参考訳）両当事者は、この予備的合意に関連して両当事者の間で生じた紛争を交渉によって友好的に解決するよう、可能な限り努めるものとする。

記載例 3：

*The Parties shall make every effort to resolve amicably any dispute that may arise between the Parties out of or in connection with this Agreement by way of negotiations between the Parties.*

（参考訳）両当事者は、本契約に起因しまたは関連して両当事者の間で生じた紛争を、両当事者間の交渉により友好的に解決するようあらゆる努力を払うものとする。

インドネシアでは、問題が発生したり、意見が食い違った場合、協議・交渉を行うことが一般的である。協議・交渉は、和解するか、法的措置をとるか、決定するまで行われ、協議・交渉が決裂した場合は、関係法令に定められた紛争解決手続きに進む。協議・交渉を行うための標準的な期間は定めないので一般的である。

## 8. インドネシアで一般的に含まれる追加条項

### 8-1. 言語条項

国旗、言語、国章および国歌に関する 2009 年法律第 24 号の第 31 条は、インドネシアの事業者が関与する覚書および協定にインドネシア語を使用しなければならないことを要求するとともに、外国の事業者が関与する場合は、その外国語および／または英語を使用するものとしている。

記載例：

*This Agreement is executed in a text using the English language and the Indonesian language. Both texts are the same and effective as of the execution of this Agreement. Each of the parties hereto agrees that if there is any conflict between the English language text and the Indonesian language text of this Agreement, the English language text shall, to the extent permitted by applicable law, prevail. Each of the parties hereto confirms that it has read and understood the content and consequences of this Agreement and has no objection if the English language text prevails in the event of any such conflict.*

(参考訳) 本契約は、英語とインドネシア語を使用したテキストで締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとインドネシア語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。本契約の各当事者は、本契約の内容と結果を読んで理解し、矛盾が発生した場合に英語のテキストが優先される場合に異議を唱えないことを確認するものとする。

記載例（短縮版）：

*This Agreement is executed in a text using the English language and the Indonesian language. Both texts are the same and effective as of the execution of this Agreement. Each of the parties hereto agrees that if there is any conflict between the English language text and the Indonesian language text of this Agreement, the English language text shall, to the extent permitted by applicable law, prevail.*

（参考訳）本契約は、英語とインドネシア語を使用したテキストで締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとインドネシア語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。

## 8-2. 契約の解除または早期終了に関する裁判所の判決の放棄に関する条項

インドネシア民法第 1266 条は、契約の不履行の結果としての契約の終了は、裁判所に請求しなければならないと規定している。第 1267 条は、損害を受けた当事者が、不履行当事者に義務の履行または契約の取消しを強制するために発生した費用について、補償、損害、および利子を請求できることを規定している。

記載例：

*The Parties irrevocably waive Article 1266 of the Indonesian Civil Code to the extent that prior Judicial Approval is required for cancellation or early termination of this Agreement and, to the extent that Article 1267 of the Indonesian Civil Code may be interpreted as precluding Court Orders for both specific.*

（参考訳）両当事者は、本契約の取消しまたは早期終了に事前の司法承認が必要な場合、およびインドネシア民法第 1267 条が両方の特定の裁判所命令を排

除すると解釈される可能性がある範囲で、インドネシア民法第 1266 条を取消不能の形で放棄するものとする。

記載例（短縮版）：

*The Parties irrevocably waive Articles 1266 and 1267 of the Indonesian Civil Code to the extent that prior Judicial Approval is required for cancellation or early termination of this Agreement.*

（参考訳）両当事者は、本契約の取消しまたは早期終了に事前の司法承認が必要な範囲で、インドネシア民法第 1266 条および第 1267 条を取消不能の形で放棄するものとする。

契約の自由の原則を考慮して、当事者は、立入検査、知的財産権の所有権などの他の条項を自由に追加することができる。

#### 【参考記事】

- ・技術検証契約書（AI 編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/4fbf1caec35c1debf524db22e102d13a.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/f75f22eb9d773329e595dac887e1b811.pdf>

#### 【ソース】

- ・インドネシア民法（Indonesia Civil Code）

<http://www.kuhper.com/>

- ・インドネシア個人情報保護法 2022 年法律第 27 号（Personal Data Protection Law No. 27 of 2022）

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/229798/uu-no-27-tahun-2022#:~:text=UU%20No.%2027%20Tahun%202022,Data%20Pribadi%2>

[0%5BJDIH%20BPK%20RI%5D&text=LN.2022%2FNo.196,go.id%3A%2034%20hlm](https://peraturan.bpk.go.id/Details/38661/uu-no-24-tahun-2009)

・国旗、言語、国章および国歌に関する 2009 年法律第 24 号 (No 24 of 2009 on National Flag, Language, Emblem and Anthem)

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/38661/uu-no-24-tahun-2009>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)